

群馬県ツキノワグマ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画・第三期計画)概要

1 計画策定の目的

県内に生息するクマについて、科学的・計画的な管理の実施により、地域個体群を安定的に維持し、農林業被害の軽減や人身被害の回避、生息分布や行動域を抑制することにより、人とクマの適切な関係の構築を図ることを目的として、本計画を策定する。

2 計画の期間及び区域

期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5カ年

区域：下表のとおり

地域個体群	対象市町村
越後三国	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
関東山地	高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 管理の基本方針

本計画を推進するため「被害防除（農林業被害の軽減、人身被害の発生防止）」、「生息環境管理」及び「個体群管理」について目標を定め、防除対策や生息環境管理を推進するとともに、個体群管理についてはガイドラインに基づいた捕獲上限頭数を設定し、クマの生息数の科学的・計画的な管理を行う。

4 推定生息数

全県推定生息頭数	2,022 頭
越後三国地域個体群	1,512 頭
関東山地地域個体群	510 頭

5 管理の目標

- (1) 農林業被害の軽減、人身被害の発生防止
農林業被害額：計画期間の年平均被害額 900 万円以下
林業被害額：計画期間の年平均被害額 4,800 万円以下
人身被害の発生防止
- (2) 環境整備
出没件数及び目撃件数の低減を目指す。
- (3) 個体群管理
捕獲上限頭数を設定し、適切な捕獲管理を行う。

6 目標達成のために講ずべき対策

- (1) 被害防除対策
農林業被害防除対策・人身被害対策等の強化、情報提供や知識の普及啓発を図る。
- (2) 生息環境管理
ツキノワグマを出没・定着させない環境を整備し、ツキノワグマと人との棲み分けを図る。
- (3) 個体群管理
環境省ガイドラインに基づいて捕獲上限頭数を設定し、上限頭数の適正な管理を行う。
人とツキノワグマの軋轢の軽減に向け、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。
- (4) 地域計画の策定
クマによる被害が特に問題となっている地域において、生息環境管理や被害防除対策とあわせて捕獲を行うなど、総合的な被害対策を実施するために作成する。